

R8 たなっこキラキラコンパス事業一覧

番号	担当課(室)	事業名	事業内容	R7 予算額 (千円)	R8 予算額 (千円)
1	子育て推進課	家庭児童相談	家庭における子育ての悩みや心配事、また子供たちが安全・安心で健やかに育つための環境づくりについて家族又はその他からの相談に応じています。子育て推進課内に家庭相談員4名配置しています。	11,772	12,345
2	子育て推進課	助産施設入所措置事業	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産が受けられない場合に、助産施設への入所措置事業を実施しています。出産予定日の2か月前の相談が必要です。世帯の課税状況によって費用の一部負担があります。	454	482
3	子育て推進課	子育て短期支援事業(ショートステイ)	保護者が疾病等の社会的な事由により家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合や、母子が経済的な理由や夫の暴力により緊急一時的に保護を必要とする場合等に、児童福祉施設等にて養育・保護します。原則7日以内。世帯の課税状況によって費用の一部負担があります。	791	831
	子育て推進課	子育て短期支援事業(トワイライトステイ)	保護者が仕事等の事由によって恒常的に帰宅が夜間にわたる場合や休日に不在の場合等で、児童に対する生活指導や家事の面等で困難を生じている場合に、その児童を児童福祉施設等において生活指導、食事の提供を行います。6か月を限度とし、世帯の課税状況によって費用の一部負担があります。		
4	子育て推進課	ファミリー・サポート・センター事業	NPO南紀こどもステーションに委託して「きっずぱーく」を開設。子育ての援助を受けたい人と援助をしたい人からなる会員組織で、相互援助活動を支援します。利用料は、1時間700円(8:00～20:00)などです。時間帯により異なります。	10,828	11,270
5	子育て推進課	三子以上に係る育児支援助成事業	小学校以下の子ども3人以上を養育している世帯のうち、就学前児童が利用したファミリー・サポート・センター事業、病児・病後児保育事業、子育て短期支援事業に要した費用の一部を助成します。また小学生以下の子等が利用した育児支援事業の一部を助成します。いずれも上限15,000円(年間)。	3,090	3,090
6	子育て推進課	ひとり親家庭育児支援助成事業	ひとり親世帯の児童が利用したファミリー・サポート・センター事業、病児・病後児保育事業、子育て短期支援事業に要した費用の一部を助成します。上限15,000円(年間)。	300	300
7	子育て推進課	母子生活支援事業	DVその他の理由により、保護が必要な母子を母子生活支援施設に措置し、生活支援等による自立促進を図ります。世帯の課税状況によって費用の一部負担があります。	22,688	20,087
8	子育て推進課	母子家庭等自立支援事業	高等職業訓練促進給付金等事業 ひとり親家庭の母又は父が、就業に結びつきやすい資格を取得するために養成機関での受講を行うに際して、生活の不安を解消するために、就業する期間について給付金を支給します。	10,466	8,400
			自立支援教育訓練給付金事業 ひとり親家庭の母又は父の主体的な能力開発を支援するため、対象教育訓練講座を受講した場合、修了時に給付金を支給します。受講する前に事前の申込みが必要です。		
9	子育て推進課	保育料の軽減	世帯の課税状況、兄弟による軽減措置があります。詳しくは保育料月額表をご覧ください。	-	-
10	子育て推進課	メール連絡システム	認可保育所8園、へき地保育所3園、学童保育所15ヶ所からの緊急連絡事項などを速やかに確実に知らせるため、電子メールにより保護者の携帯電話やパソコンに配信します。	660	633
11	子育て推進課	学童保育所の運営	保護者等が就労などによって昼間家にいない主に低学年小学校児童の放課後の生活を守るために開所しています。H29年度から、閉所時間をPM6:00からPM6:30に30分延長。	206,874	248,846
12	子育て推進課	学童保育所未実施小学校におけるタクシー移送事業	学童保育所を実施していない5つの小学校から近隣の学童保育所へタクシー移送(往路のみ)を行います。	5,600	6,800
13	子育て推進課	学童保育料の減免	月額8,000円を2人目から半額、非課税世帯は2,500円、住民税均等割のみの世帯は4,000円、生活保護法による保護を受けている世帯は0円になります。	-	-
14	子育て推進課	地域子育て支援センター“愛あい”	育児支援や子育てサークルの活動を支援しています。	5,577	6,089
15	子育て推進課	つどいの広場事業	0歳から就学前児を対象につどいの広場(新庄総合公園管理棟)・0.1歳のつどいのおへや(東部公民館)、キッズ広場(新庄公民館)を開催しています。おもちゃで遊んだり、手遊びや読み聞かせなども行っています。子どもを遊ばせるだけでなく育児相談や保護者同士の情報交換の場としても活用されています。	14に含む	14に含む
	子育て推進課	青空広場	田辺スポーツパークまたは新庄公民館で毎週金曜日開催しています。雨天中止です。12月から3月の間は、月2回「たなべる」での実施になります。おもちゃ作りやうた遊び、楽器遊びなどをします。育児相談や保護者同士の情報交換の場としても活用されています。		
16	子育て推進課	遺児奨学金	遺児となった子供に対し、遺児奨学金を支給しています。小学校に在籍する遺児は月4,000円、中学校に在籍する遺児は月6,000円、高等学校に在籍する遺児は月8,000円です。所得制限があります。	216	216

R8 たなっこキラキラコンパス事業一覧

番号	担当課(室)	事業名	事業内容	R7 予算額 (千円)	R8 予算額 (千円)
17	子育て推進課	病児保育事業	生後6か月から小学6年生までの児童が体調を崩し、保護者が看病できないときに、その児童を専用の保育室において一時的に預かります。(1日1,000円程度必要) お迎えサービスもご利用いただけます。	34,477	67,744
18	子育て推進課	養育支援訪問事業	ハイリスク妊婦や養育を支援することが特に必要であると判断した家庭に対し、助産師等が訪問し、養育に関する指導、助言等を行います。	500	500
19	子育て推進課	交通遺児手当	交通事故により親等の一方又は双方を失った18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある児童で、高等学校に在学中までの児童を対象に年30,000円を支給します。 所得制限があります。	150	150
20	子育て推進課	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の母・父・20歳未満の児童が、高等学校卒業認定試験を受けるにあたり、講座を受講した際に受講費用の一部を支給します。また、受講終了日から2年以内に全科目合格した場合にも、受講費用の一部を支給します。受講する前に事前の申し込みが必要です。	150	150
21	子育て推進課	木のぬくもりプレゼント事業	子どもの頃から身近に木のぬくもりを感じ、豊かな心を育む子育てに資するため、11か月児相談日において地元産材を用いた木製玩具等を贈ります。	1,169	2,079
22	子育て推進課	一時預かり事業	傷病、看護等の理由により家庭での保育が一時的に困難となった児童を、保育所で一時的にお預かりします。	6,335	6,978
23	子育て推進課	養育費確保支援給付金	離婚前後の親が、養育費を確保するために、公正証書作成費用等や養育費保証会社への手数料の一部補助を実施します。※所得制限及び債務名義が作成された日の翌日から6か月以内またはひとり親になった日の翌日から6か月以内の遅い方等の要件あり。	400	400
24	子育て推進課	子育て世帯訪問支援事業	家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭・妊産婦、ヤングケアラーのいる家庭に対して、ヘルパーを派遣し、家事・育児等の支援を行います。	1,992	1,992
25	子育て推進課	みんなで子育て応援ひろば	月曜日と金曜日の午前10:00～11:00に、田辺市役所の会議室を未就園の親子づれに開放しています。親子で交流できる場として、また相談員に子育ての悩みを相談できる場として設けています。(日程は田辺市こども家庭センターのHPを参照)	-	-
26	子育て推進課	結婚新生活支援事業	結婚に伴う新生活に係る経費を支援し、経済的不安の軽減を図り、少子化対策を目的として新婚世帯の住宅の取得又は賃借に係る費用の一部を助成します。(所得制限、その他要件あり) 夫婦ともに29歳以下の世帯…上限60万円 夫婦ともに39歳以下の世帯…上限30万円	10,700	7,500
27	子育て推進課	乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	保育所等に通っていない生後6か月から満3歳未満の児童を対象とした、保育所等を月一定時間利用できる新制度です。	-	4,663
28	子育て推進課 学校教育課	第二子以降に係る保育料及び食材料費の助成(紀州っ子いっぱいサポート)	保育所(認可外含む)、幼稚園等に入所する第三子以降の児童を対象に、保育料及び食材料費を助成します。第二子については、所得制限を設けて助成します。利用する施設やクラス年齢により、助成の対象が異なります。	-	-
29	子育て推進課 学校教育課	幼児教育・保育の無償化	幼稚園、保育所等に通園する3～5歳児の保育料を、所得制限を設けて副食費を無償化します。また、保育の必要性が認定された場合は、幼稚園の預かり保育料の一部が無償化されます。	-	-
30	健康増進課 子育て推進課	にこにこる～む	生活や発達面で支援が必要な親子や、友達と遊ぶ機会が少ない未就園児を対象に遊びの機会を提供し、友達とのふれあいを通じて健やかな発達を促進する親子教室です。	-	-
31	市民課	児童手当	高校生(18歳到達後の年度末)までの児童の養育者を対象として児童手当を支給します(ただし、公務員は所属庁から支給されるため対象外)。所得制限はありません。 児童手当支給額は、児童一人当たり月額が3歳未満15,000円(第一・二子)、3歳から高校生までが10,000円(第一・二子)、0歳から高校生までの第三子以降は30,000円です。	1,185,000	1,182,000
32	市民課	児童扶養手当	離別や死別等によりひとり親家庭となった児童又は父母のいずれかが障害状態にある児童の養育者を対象として支給します。 所得制限があり、限度額を超えた場合は対象外です。 対象となる場合で所得額に応じて児童一人の場合で、全額48,050円、一部支給48,040円～11,340円を支給します。児童が二人以上の場合は加算があります。	418,500	420,000
33	保険課	出産育児一時金	健康保険50万円(国保)の支給です。	32,500	30,000
34	保険課	子ども医療費	18歳到達後の年度末までの子どもを対象に、保険診療の自己負担分を助成します。	208,000	255,000

R8 たなっこキラキラコンパス事業一覧

番号	担当課(室)	事業名	事業内容	R7 予算額 (千円)	R8 予算額 (千円)
35	保険課	ひとり親家庭等医療費	18歳到達後の年度末までの子どもを扶養するひとり親家庭等(所得制限あり)を対象に、保険診療の自己負担分を助成します。	78,000	80,000
36	健康増進課	未熟児養育医療費給付事業	養育のため病院等に入院することが必要な未熟児に対し、その養育に必要な医療の給付を行います。	2,902	3,002
37	健康増進課	乳幼児健診	1か月児健診の受診に係る費用の一部を助成します。 4か月、7か月、1歳6か月、3歳6か月、5歳の時期に健診を実施します。 11か月と2歳の時期に相談を実施します。	12,263	15,480
38	健康増進課	子育て相談事業	子育て全般にわたる相談を行います。	-	-
39	健康増進課	妊婦健康診査費助成事業	妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため、妊婦健康診査に必要な費用を助成します。	36,925	34,090
40	健康増進課	妊婦のための支援事業	全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるように妊娠時から寄り添い、面談等の実施により、情報提供や相談に応じるとともに、必要な支援につなぐ伴奏型相談支援を推進するほか、経済的支援を実施します。	36,391	35,263
41	健康増進課	一般不妊治療費助成事業	一般不妊治療を受けた方を対象に、その治療費を5万円を限度に助成します。	1,900	1,800
42	健康増進課	妊婦訪問	疾病の予防や早期発見、妊婦の健康の保持増進を目的に、妊婦訪問を実施します。	-	-
43	健康増進課	こんにちは赤ちゃん事業	生後4か月までの赤ちゃんと母親に対して、助産師や保健師が訪問し、身体計測や健康状態の確認、育児や産後の生活などの相談を行います。子育てに関する情報等をご紹介します。	1,600	1,600
44	健康増進課	妊婦歯科健康診査事業	出産前の母親の口の中の環境を整えることで、母と子の健康の保持増進を目的に妊婦歯科健康診査を実施します。	-	-
45	健康増進課	未熟児訪問指導	未熟児の赤ちゃんと母親に対して助産師や保健師が訪問し、未熟児の症状や家庭環境に応じて適切な指導を行います。	204	204
46	健康増進課	プレママスクール	妊娠・出産・育児についての正しい知識の普及と、妊婦同士の交流の場として実施します。	73	52
47	健康増進課	パパママ教室	妊婦とその配偶者を対象に妊娠・出産についての正しい知識の普及と、協力して子育てすることを学ぶ機会として実施します。	42	41
48	健康増進課	すくすく教室 (育児相談)	赤ちゃんの発達や育児方法、病気の知識やその対応等を学び育児に関する不安を解消できる教室や相談を実施します。	190	111
49	健康増進課	発達相談、巡回支援事業	乳幼児健診で、発達上経過観察を必要とする場合や育児に不安がある場合に、臨床心理士による発達に関する相談、対象者が集まる施設への巡回相談を実施します。	3,330	3,330
50	健康増進課	予防接種事業	<定期> ロタウイルス・小児の肺炎球菌・B型肝炎・五種混合・BCG・麻しん風しん混合・水痘・日本脳炎・二種混合・子宮頸がん・RSウイルスの予防接種を実施します。 <任意> おたふくかぜワクチン一人1回自己負担金2,000円で接種できる助成事業を実施します。 (対象:1歳から7歳未満の小学校就学前の幼児) ・身体障がい者の方にインフルエンザ予防接種費を助成します。ただし、年齢等で設定している自己負担金が必要です。 (対象:心臓、腎臓又は呼吸器、免疫機能障害を有する身体障害者手帳1級に該当する方) ・医師が感染症予防のために必要と認めた法的期限後に実施する予防接種の費用を助成します。 (対象:小児がん等の病気治療のため骨髄移植手術等を行ったことで、定期予防接種で獲得した免疫が低下又は喪失した20歳未満の方)	144,517	144,233
51	福祉課 福祉総合支援センター	ひきこもり相談	健康増進課に相談窓口「ひとのわ」を開設し、ひきこもり状態にある青年及び家族を対象に、電話、来所による相談を実施するとともに、家族会、自助会、その他関係機関への紹介を行います。また、ひきこもりサポート事業としてNPO法人ハートツリーに相談・訪問、居場所提供等の事業を委託します。	5,488	-

R8 たなっこキラキラコンパス事業一覧

番号	担当課(室)	事業名	事業内容	R7 予算額 (千円)	R8 予算額 (千円)
52	健康増進課	産後ケア事業	産後1年未満の母子に対し、心身のケアや育児支援を行うことで、産後も安心して子育てができるよう、市が委託する医療機関・助産所で母体ケア、乳児ケア、育児相談を実施します。宿泊型、日中滞在型(デイサービス)、訪問型(アウトリーチ)があります。	15,179	28,336
53	健康増進課	産前・産後サポート事業	妊娠・出産・子育てにおける悩みを持つ母親やその家族に対し、助産師が育児相談や保健指導を行います。また第1子の母親を対象に子育て知識の習得や、仲間づくりを目的とした教室(BPプログラム)を実施します。	1,301	1,302
54	健康増進課	産婦健康診査事業	産後概ね2週間から1か月の産婦に対し、母体の身体的機能の回復や精神状態を把握する健康診査を実施することにより、産後の初期段階の支援を強化し、産後うつ予防や新生児への虐待予防を図ります。	1,900	3,500
55	健康増進課	あそびの教室	親子での遊び方を知り、家庭での子供への関わり方を学ぶ機会として実施します。	60	60
56	健康増進課	初回産科受診料支援事業	低所得の妊婦の経済的負担軽減を図るとともに、妊婦の状況を継続的に把握し、必要な支援につなげるため、初回の産科受診料の費用を助成します。	200	200
57	健康増進課	がん患者等妊よう性温存後生殖補助医療費助成事業	将来子供を産み育てることを望む小児・AYA世代がん患者さん等が希望を持ってがん治療等に取り組めるように、妊よう性温存法により凍結した検体を用いた生殖補助医療等に要する費用の一部を助成します。	178	178
58	健康増進課	生殖補助医療先進医療費助成事業	子供を持つことを望む夫婦の不妊治療の経済的負担を軽減し、不妊治療と併用して実施された先進医療に要する費用の一部を助成します。	150	200
59	健康増進課	多胎妊婦健康診査費助成事業	多胎妊娠の妊婦は、単胎妊娠の場合よりも頻回の妊婦健康診査受診が推奨され、受診に伴う経済的負担が大きくなることから、健康診査の追加受診に係る費用の一部を助成します。	125	125
60	健康増進課	妊産婦交通費等助成事業	自宅等から分娩医療機関までの距離が遠く、妊産婦の心身及び経済的負担が大きいことから、自宅から最寄りの分娩医療機関まで一定の距離以上の通院若しくは宿泊する際に要する費用の一部を助成します。	2,600	1,883
61	健康増進課	新生児聴覚検査	新生児の聴覚に関する異常を早期に発見することを目的とし、保護者の経済的負担の軽減を図るため、新生児聴覚初期検査費用と確認検査の一部を助成します。	2,239	2,215
62	教育総務課	特別支援学校就学奨励費補助金	県立の特別支援学校に在籍する児童生徒等の保護者(田辺市在住)に対し、月額2,000円(田辺市及び西牟婁郡内の学校)または月額5,000円(その他の地域の学校)を上限として補助します。	3,376	3,372
63	教育総務課	高等学校通学費等助成金	対象区域内の高等学校等への修学に係る通学及び下宿(入寮)に要する経費の一部を助成します。	3,700	3,600
64	教育総務課	修学奨学金	勉学に対する意欲があるにもかかわらず、経済的な理由により修学が困難な者を対象に、奨学金を貸与します。	15,340	13,960
65	学校教育課	不審者情報連絡システム『安心・安全メール』	学校と地域が連携して児童生徒の安全確保、活動を支援するため、市教育委員会から携帯電話やパソコンの電子メールを通じて不審者等に関する情報を配信します。	132	132
66	学校教育課	保護者連絡システム	小中学校・幼稚園からの緊急連絡事項や行事の案内、お便りのデータなどを短時間で確実に連絡するため、電子メールやアプリ通知により保護者の携帯電話やパソコンに配信します。また、欠席や遅刻の連絡を保護者がシステムを通じて登録できるようにし、負担の軽減につなげます。	833	824
67	学校教育課	小・中学校就学援助費等の支給	経済的に就学が困難な児童生徒の保護者に学用品費、修学旅行費等の一部や給食費を支給します。	76,800	77,000
68	学校教育課	教育支援センター	不登校児童生徒の社会的自立を支援するため、学習や自立活動を実施します。	8,224	8,858
69	学校教育課	子ども電話相談	子どもに関する電話相談の受付を行います。	-	-

R8 たなっこキラキラコンパス事業一覧

番号	担当課(室)	事業名	事業内容	R7 予算額 (千円)	R8 予算額 (千円)
70	学校教育課	いじめ相談	いじめ相談ホットライン(電話相談)	-	-
71	学校教育課	いじめ相談	いじめ相談ダイレクトメール(メール相談)	-	-
72	学校教育課	スクールバス運行業務	過疎地や山間部における小・中学生の通学支援を行います。	136,786	136,413
73	学校教育課	公立幼稚園の預かり保育	平日:午後2時30分～午後6時30分、短縮保育時:午後1時30分～午後6時30分、 半日保育時:午前11時30分～午後6時30分、長期休業時:午前8時30分～午後6時30分 早朝:午前7時30分～午前8時30分	24,089	24,883
74	学校教育課	私立幼稚園(認定こども園)の預かり保育	子ども・子育て支援新制度に移行した私立幼稚園(認定こども園)の預かり保育を実施します。 また、要件を満たした場合に預かり保育料を補助します。	5,464	5,385
75	学校教育課	特別支援教育支援員の配置	特別支援学級在籍児童生徒及び通常学級に在籍する発達障害等、配慮の必要な児童生徒に対する学習支援・介助等を行います(小学校・中学校)。	80,768	100,410
76	学校教育課	遠距離通学費補助金	市立小中学校へ通学する遠距離通学者にバスの定期代等の経費を補助します。旧田辺市以外の地域で、小学生は片道4km以上、中学生は片道5km以上が対象です。	647	0
77	学校教育課	未就園事業	「公立幼稚園園庭開放」 各公立幼稚園の園庭と遊戯室を未就園の親子づれに開放しています。幼稚園教諭が駐在しており未就園児と関わり、子供の発達段階に合わせて遊びの環境を工夫しています。保護者同士の交流の場を提供し、子育て推進課による「出前相談」も行っています。(詳しい日程はHPを参照)	-	-
78	図書館	ブックスタート事業	絵本を介して肌の温もりを感じながら言葉と心を通わせるきっかけをつくり、子どもの健やかな成長と保護者の子育てを応援するため、7か月児健診又は11か月児相談日に絵本を贈ります。	400	400
79	生涯学習課	山村地域における子供の居場所づくり事業	学童保育所未設置の行政局管内において、夏休み等の長期休業中に子供が安心して安全に過ごすことができる居場所づくりを行います。	3,330	3,722
80	生涯学習課	放課後子ども教室推進事業	放課後や週末等に公民館や小学校の余裕教室等を活用して、勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を実施します。	868	927
81	生涯学習課	学社融合推進協議会の運営	学校、保護者及び地域住民等との信頼関係を深め、学校の運営改善、児童・生徒の健全育成並びに地域と学校が連携及び協働して行う地域を創生し、又は活性化する様々な取組を行います。	830	860
82	生涯学習課	家庭教育支援事業	子育てや育児に関して悩む親が増加傾向にある中で、子育てに関する学習機会や情報の提供等、家庭教育支援の充実を図ります。	231	231
83	福祉課	子どもの学習支援事業	生活困窮世帯等の小学4～6年、中学生に対し個別対応により学習指導を行い高校への進学に向けた基礎学力の習得、進路相談等の支援を行います。また、定時制、通信制高校、その他学習支援が必要な高校生について個別対応により学習指導を行います。	1,800	2,100
84	給食管理室	学校給食費の無償化	田辺市立小中学校の学校給食費を無償化します。	248,879	268,777
85	障害福祉課	重度障害者等福祉年金	田辺市に居住し、住民基本台帳記載者で20歳未満の身障手帳・療育手帳・精神手帳の所持者かつ、本人が該当年度における市民税が非課税若しくは均等割のみの課税であるか、又は生活保護を受けている者に支給します。年額28,500円。	36,000	36,000
86	障害福祉課	日常生活用具給付等事業	在宅の身体障害児・者(手帳所持者)の日常生活をより円滑にするための生活用具を給付します。便器、特殊寝台、特殊マット、たん吸引器、紙おむつ、ストーマ用装具、視覚障害者用拡大読書器等。 原則1割負担だが、排泄管理支援用具(ストーマ用装具、紙おむつ)については、1割負担分を市が補助。	29,000	30,800
87	障害福祉課	補装具費支給制度	障害によって失われた身体機能を補うための補装具の購入・修理・借受け費を給付します。(車いす・電動車いす・姿勢保持装置・短下肢装具等) 原則1割負担だが、1割負担分を市が補助。	27,000	25,000

R8 たなっこキラキラコンパス事業一覧

番号	担当課(室)	事業名	事業内容	R7 予算額 (千円)	R8 予算額 (千円)
88	障害福祉課	難聴児補聴器購入費助成事業	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中程度の難聴児(18歳未満)の補聴器購入又は修理費用の一部又は全部を助成します。/申請に応じて予算対応	-	-
89	障害福祉課	特別児童扶養手当	20歳未満で中程度以上の障害のある児童を看護している父母、若しくは父母に代わって児童を養育している方に手当を支給します。(R8.4~1級58,450円/月、2級38,930円/月)	-	-
90	障害福祉課	障害児福祉手当	20歳未満の精神又は身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時介護を必要とする在宅の障害児に手当を支給します。(R8.4~16,560円/月)	9,414	9,500
91	障害福祉課	育成医療費助成	身体に障害のある18歳未満の児童が、その障害を除去・軽減するための治療に対する医療費の助成を行います。(指定医療機関での治療に限る)	1,000	1,000
92	障害福祉課	児童発達支援(通所)	児童発達支援センター等に通所し、障害のある未就学児に対する日常生活に必要な動作や知識を指導、集団生活に必要な適応訓練を行います。	87,000	120,000
93	障害福祉課	放課後等デイサービス	就学中の障害のある児童に対して、放課後や夏休みなどの長期休暇中に生活能力向上のための訓練や、地域社会との交流促進などを行います。	290,000	326,000
94	障害福祉課	医療型児童発達支援(通所)	福祉サービスとしての児童発達支援にあわせて、上肢、下肢や体幹に障害のある児童に対して、必要とされる治療を行います。	100	100
95	障害福祉課	保育所等訪問支援	保育所・小学校などに通う障害のある児童や、そのスタッフを対象にして、支援員が訪問し集団生活への適応のための専門的な支援(アドバイスやフォローなど)を行います。	2,000	2,000
96	障害福祉課	居宅訪問型児童発達支援	障害児通所支援を利用するための外出することが著しく困難な障害児に対して、発達支援が提供できるよう障害児の居宅を訪問して発達支援を行います。	440	440
97	障害福祉課	障害児相談支援事業	障害児通所支援の利用に関して、相談の元にサービスの利用計画を作成し、一定の期間ごとにサービスなどの利用状況のモニタリングを行い、計画の見直しを行います。	13,000	16,000
98	障害福祉課	発達相談支援事業(はなまる相談)	発達障害に係る保護者からの相談に対し、臨床心理士が発達相談(はなまる相談)を行い、保護者への必要な助言を行うことで対象児童の日常生活や社会生活の技術向上につなげ、自立を支援することを目的とする。	5,300	5,300
99	障害福祉課	障害者相談支援事業(にじのわ)	障害者等の福祉に関する様々な問題について、障害者、家族及び関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の福祉の利用支援策等必要な支援を行う。	29,751	30,253
100	中辺路行政局総務課	田辺市住民バス(中辺路地域住民バス)	中辺路町で2運行区域内で運行しており、栗栖川・近野線は路線バス運行時間外で高校生の塾やクラブ活動で遅くなった生徒を主目的に運行します。	8,492	8,492
				5,165,439	5,426,387